

再交付・統合・書替申請要領

- ・当協会にて取得された技能・養成講習等修了証を紛失された場合、氏名を変更された場合は、書替え・再交付申請が必要です。
- ・当協会にて交付した技能講習修了証を複数お持ちの方は、1枚の修了証に統合することができます。
- ・当協会にて発行した修了証のみ再交付が可能です。当協会にて取得されたかどうか必ずお電話にてご確認下さい。

★申込みは必要書類に再交付料(2,604円)を添えて「現金書留」で郵送、又は窓口へ直接お越し下さい。

※責任者不在の場合は発行できません。来会される時は、必ずお電話ください。

1. 申込書(A4用紙)

・氏名 ふりがな 生年月日 現住所等を記入 写真貼付

※ 写真(縦3.0×横2.4cm)申請前6か月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの

2. 本人確認書類 (自動車運転免許証, 保険証等、マイナンバーカードの写し)

3. 氏名の変更(技能講習のみ)・旧姓等の併記・・・旧姓が確認できる公的機関の証明書の写し

【旧姓が併記された住民票・自動車運転免許書もしくはマイナンバーカードなど】

4. 再交付料 修了証 一枚 2,200円 (消費税込み)

5. 返送料 404円

※領収証名の希望があればお書き添えてください。

※現金書留以外の現金郵送は違法です。未着、トラブルには対応できません。

送付先 〒533-0013

大阪市東淀川区豊里2丁目24-2

一般社団法人 淀川労働基準協会

TEL 06-6195-3992

協会の業務時間は 平日9:00～17:00



(最寄りの交通機関)阪急京都線「上新庄駅」下車

南出口から市バス乗り場を右方向へ阪急電車・線路沿いに徒歩15分

ご不明な点はお送りになる前、来社される前にお電話にてご確認下さい。
書類、提出物に不備があれば、揃うまで再交付が遅れますのでご了承ください。
土日祝休 (冬・夏・総会外出等臨時休業あり) 来社の場合はご注意ください。

再交付・統合できる修了証 ・フォークリフト運転 ・玉掛け

再交付できる修了証

- ・安全衛生推進者養成講習 ・衛生推進者養成講習 ・安全管理者選任時研修
- ・職長等安全衛生教育 ・職長・安全衛生責任者教育
- ・5t未満クレーン運転特別教育 ・動力プレス金型調整特別教育 ・アーク溶接特別教育

